緑川国有林の地域別の森林計画書

（緑川森林計画区）

計画期間〔自　平成26年 4月 1日
至　平成36年 3月31日〕

九州森林管理局

担当者の役職及び氏名

役　　職	氏　　名	備　　考
計　画　課　長	河野　裕之	平成２５年　８月３１日まで
〃	近藤　昌幸	平成２５年　９月　１日から
流域管理指導官	一本　　譲	
自然遺産保全調整官	樋口　　浩	
計画課長補佐	下田　勝也	
生態系管理指導官	久保田　修	
森林施業調整官	松永　善人	
計　画　調　整　官	宮﨑　太守	
企　画　係　長	岩下　春記	
経　営　計　画　官	木下　栄治	
経　営　計　画　官	中村　雄二	

目　　次

Ⅰ　計画の大綱
１　森林計画区の概況 …… ３
(1)　自然的背景 …… ３
(2)　社会経済的背景 …… ３
(3)　森林・林業の動向 …… ４
２　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… ５
３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… ５

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域 …… ９
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
(1)　森林の整備及び保全の目標 …… １０
(2)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 …… １２
２　その他必要な事項 …… １２
第３　森林の整備に関する事項 …… １２
１　森林の立木竹の伐採に関する事項 …… １２
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… １２
(2)　立木の標準伐期齢 …… １５
(3)　その他必要な事項 …… １５
２　造林に関する事項 …… １５
(1)　人工造林に関する事項 …… １５
(2)　天然更新に関する事項 …… １５
(3)　その他必要な事項 …… １６
３　間伐及び保育に関する事項 …… １６
(1)　間伐の標準的な方法 …… １６
(2)　保育の標準的な方法 …… １７
(3)　その他必要な事項 …… ２０
４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項 …… ２１
(1)　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 …… ２１
(2)　その他必要な事項 …… ２１
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 …… ２２
(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …… ２２
(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 …… ２２
(3)　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 …… ２２
(4)　その他必要な事項 …… ２２
６　森林施業の合理化に関する事項 …… ２３
(1)　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …… ２３
(2)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …… ２３
(3)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 …… ２３
(4)　その他必要な事項 …… ２３

第４　森林の保全に関する事項 …… ２４
１　森林の土地の保全に関する事項 …… ２４
(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 …… ２４
(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び
その搬出方法 …… ２４
(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …… ２４
(4)　その他必要な事項 …… ２４
２　保安施設に関する事項 …… ２５
(1)　保安林の整備に関する方針 …… ２５
(2)　保安施設地区に関する方針 …… ２５
(3)　治山事業に関する方針 …… ２５
(4)　その他必要な事項 …… ２５
３　森林の保護等に関する事項 …… ２５
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針 …… ２５
(2)　鳥獣による森林被害対策の方針 …… ２５
(3)　林野火災の予防の方針 …… ２５
(4)　その他必要な事項 …… ２５
第５　計画量等 …… ２６
１　間伐その他の伐採立木材積 …… ２６
２　間伐面積 …… ２６
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… ２６
４　林道の開設又は拡張に関する計画 …… ２７
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ２９
(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 …… ２９
(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 …… ２９
(3)　実施すべき治山事業の数量 …… ３０
第６　その他必要な事項 …… ３１
１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 …… ３１
２　その他必要な事項 …… ３２

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 …… ３３
１　水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３３
２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の
機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３３
①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林 …… ３３
②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３４
③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３４

別記１　保安林の森林施業 …… ３５
別記２　自然公園等の森林施業 …… ３６

（附）参考資料

１　森林計画区の概要
(1)　市町村別土地面積及び森林面積 …… ３９
(2)　地況 …… ３９
(3)　土地利用の現況 …… ４２
(4)　産業別生産額 …… ４３
(5)　産業別就業者数 …… ４３
２　森林の現況
(1)　齢級別森林資源表 …… ４４
(2)　法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表 …… ４９
(3)　市町村別森林資源表 …… ５０
(4)　法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積 …… ５２
(5)　樹種別材積表 …… ５３
(6)　荒廃地等の面積 …… ５４
(7)　森林の被害 …… ５４
(8)　防火線等の整備状況 …… ５４
３　林業の動向
(1)　森林組合及び生産森林組合の現状 …… ５５
(2)　林業事業体等の現況 …… ５６
(3)　林業労働力の概況 …… ５６
(4)　林業機械化の概況 …… ５７
(5)　作業路網等の整備の概況 …… ５７
４　前期計画の実行状況
(1)　間伐その他の伐採立木材積 …… ５８
(2)　間伐面積 …… ５８
(3)　人工造林及び天然更新別面積 …… ５８
(4)　林道の開設及び拡張の数量 …… ５８
(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ５９
ア　保安林の種類別面積 …… ５９
イ　保安施設地区の面積 …… ５９
ウ　治山事業の数量 …… ５９
５　林地の異動状況（森林計画の対象森林）
(1)　森林より森林以外への異動 …… ５９
(2)　森林以外より森林への異動 …… ５９
６　森林資源の推移
(1)　分期別伐採立木材積等 …… ６０
(2)　分期別期首資源表 …… ６１

緑川森林計画区位置図

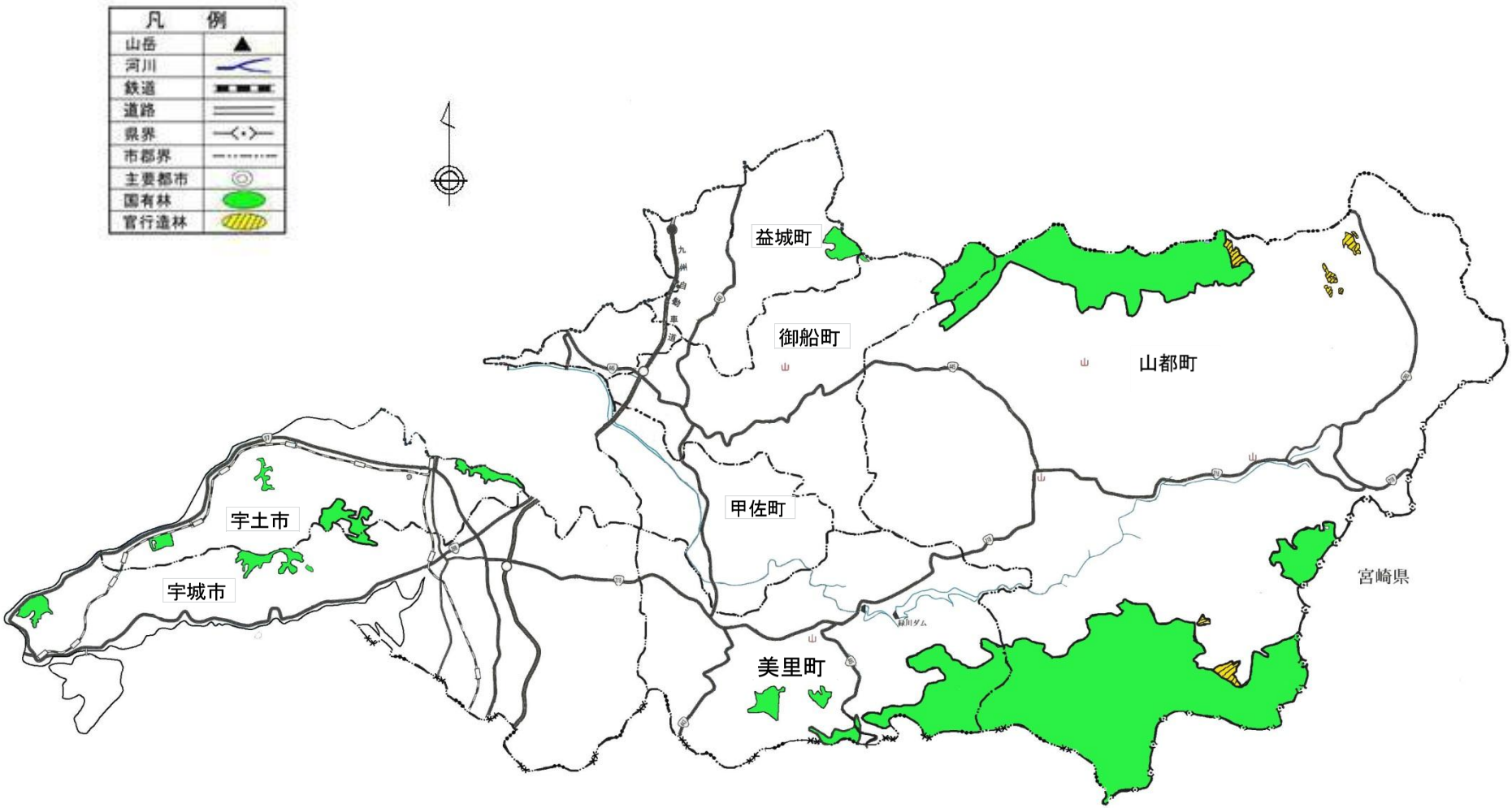
凡　例
山岳
河川
鉄道
道路
県界
市郡界
主要都市
国有林
官行造林
益城町
御船町
山都町
甲佐町
宇土市
宇城市
美里町
宮崎県

Ⅰ　計画の大綱

Ⅰ　計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第７条の２の規定に基づき、全国森林計画に即して、緑川森林計画区に係る国有林について、平成２６年度から平成３５年度までの、１０年間について樹立するものである。

1　森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア　計画区の位置及び面積

本計画区は、熊本県のほぼ中央部を東西に横断する形で位置しており、東は宮崎県と接し、西は有明海に面している。緑川の流域２市６町からなり、その面積は 119,084ha で、熊本県面積 740,479ha の約 16%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、２市２郡（４町）に所在しており、その面積は 13,726ha となっている。

イ　地勢

地形は、宮崎県境の国見岳等を有する九州脊梁山地に接する上流部の一部で起伏が大きく、急峻な地形が見られるが、ほとんどの地域は丘陵、平野の地形が広がっている。宇城地域は、緑川下流域にあたり、緑川上流からの堆積物によって三角州が形づくられている。また、不知火海に面した地域では干拓によって造成された平野が広がっている。

上益城地域は、東部では山岳地形が見られるものの傾斜は緩やかであり、西部では、なだらかな丘陵性の台地が広がっている。

ウ　地質及び土壌

本計画区の地質は、阿蘇外輪山周辺部や宇土半島の大岳周辺に熔結凝灰岩が分布している。計画区西部の平野部は、第四紀沖積世の砂、礫、粘土層を主とする未固結堆積物が広く分布し、平野部よりやや高い中央部には砂礫を主とする半固結堆積物が分布しており、これらは全てローム層、黒ボク層に覆われている。

土壌は、計画区東部の山間地域は、大部分が堆積岩を母岩とする土壌であり、適潤性の褐色森林土壌が分布しており、尾根筋には乾性褐色森林土壌、中腹以下には褐色森林土壌、沢筋には湿性褐色森林土壌が分布している。阿蘇外輪山に接する地域は、黒ボク土壌が分布している。また、計画区中央部から西部にかけては、生産力の低い灰色低地土壌が分布している。

エ　気候

本計画区の気候は、全般的に温暖であり、年平均気温は三角町で 17.2 ℃、甲佐町で 16.3 ℃である。年間降水量は、三角町で 1,812㎜、甲佐町では 2,297㎜となっている。（気温、降水量ともに2003～2012年の10年間の平均値）

(2) 社会経済的背景

ア　土地利用の現況

本計画区の森林面積は 68,448ha で、計画区総面積の57%にあたる。

本計画区の対象とする国有林面積は 13,726haで森林面積の 20%を占めている。

イ　人口

本計画区の人口は、約196千人であり、熊本県人口1,807千人の約11％を占めている。これを人口密度でみると160人/ｋ㎡であり、県全体の244人/ｋ㎡と比較すると人口の集中度は低い地域である。

ウ　交通

交通網の状況としては、幹線としてＪＲ九州新幹線、ＪＲ鹿児島本線及び国道３号が平野部を南北に縦貫している。また、九州自動車道が熊本市から八代方面へ延びている。

これらの幹線から分岐して国道 218号、445号、57号が東西に延び、これらの道路と縦横に連絡する国道、県道、市町村道の整備が進められている。

エ　その他産業の概要

本計画区における平成２２年度の総生産額は6,026億円で、産業活動は、宇土市、宇城市の都市部を中心に活発である。

産業別構成比は、第１次産業が4.1％(246億円)、第２次産業31.2％(1,883億円)、第３次産業が 64.7％(3,897億円)となっており、第１次産業に占める林業の割合は 5.7％(14億円)である。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、熊本森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は13,726haで九州森林管理局管内国有林面積の約3％を占めている。

蓄積は3,331千m^3で九州森林管理局管内総蓄積の約 2％を占めている。

人工林面積は7,672ha、人工林率が57％となっている。

森林の種類は普通林が478haで4％、制限林が13,243haで96％となっている。

制限林の99％が保安林で、その内水源かん養保安林が99％を占めている。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長、シカ被害の回避等のため伐採を一部見合わせたことから、計画量を大きく下回る結果となるとともに、これに連動して人工造林の計画量も下回った。

林道等の開設又は拡張に関しては、優先度を考慮したことにより、計画量をほぼ達成することが出来た。

治山事業については、優先度を考慮したため計画量を下回った。

項　　目		計　　画	実　　行
伐採立木材積		278,000 m^3	124,897 m^3 (45)
	主伐	67,000 m^3	13,632 m^3 (20)
	間伐	211,000 m^3	111,265 m^3 (53)
造林面積		235 ha	55 ha (23)
	人工造林	175 ha	55 ha (31)
	天然更新	60 ha	0 ha (－)
林道等の開設又は拡張		開設：30.4 km 拡張： 5 箇所	開設：24.3 km (80) 拡張：4 箇所 (80)
	林道	開設： 6.4 km 拡張： 4 箇所	開設： 1.1 km (17) 拡張：－ 箇所 (－)
	林業専用道	開設： － km 拡張：－ 箇所	開設： － km (－) 拡張：－ 箇所 (－)
	その他	開設：24.0 km 拡張： 1 箇所	開設：23.2 km (97) 拡張：4 箇所 (400)
保安林の指定解除		指定： － ha　解除： － ha	指定： － ha (－)　解除： － ha (－)
	水源かん養保安林	指定： － ha　解除： － ha	指定： － ha (－)　解除： － ha (－)
	飛砂防備保安林	指定： － ha　解除： － ha	指定： － ha (－)　解除： － ha (－)
	保健保安林	指定： － ha　解除： － ha	指定： － ha (－)　解除： － ha (－)
治山事業			
	保安林の整備	1,263 ha	1,000 ha (79)
	保全施設	119 箇所	69箇所 (58)

注　（　）内数値は計画量に対する実行量の割合（%）である。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

Ⅱ　計 画 事 項

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○　市町村別面積

単位　面積：ha

区分		面積	備考
総計		13,725.88	
市町村別内訳	宇土市	424.37	
	宇城市	329.44	
	美里町	1,921.20	
	御船町	400.37	
	益城町	162.50	
	山都町	10,488.00	

注１　国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

２　森林計画図は、九州森林管理局及び熊本森林管理署において縦覧に供する。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され 、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位　面積：ha

区　　分		現　況 （平成25年3月31日）	計画期末 （平成36年3月31日）
面積	育成単層林 （育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。 例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。）	7,663	7,534
	育成複層林 （育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。 例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。）	575	574
	天然生林 （天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。 例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。）	5,488	5,618
森林蓄積（m^3／ha）		249	275

注１：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
注２：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
注３：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
注４：「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

２　その他必要な事項

特になし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

ア　育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第１類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ｱ) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(ｲ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、目標径級に応じた林齢で伐採することとする。

(ｳ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。

イ　育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ｱ) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ｲ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ｳ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ｳ)によることとする。

ウ　天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ｱ) 主伐については、上記ア(ｱ)によることとする。

(ｲ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

エ　保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第７条の２に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ　主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

樹　　種	期待径級	仕立方法	主伐時期の目安	備　　考
スギ	18～20cm	中仕立	40年	芯持柱材として利用
	36cm～	中仕立	70年	一般建築材又は優良建築材として利用
ヒノキ	18～20cm	中仕立	45年	芯持柱材として利用
	26cm～	中仕立	80年	一般建築材又は優良建築材として利用

注　期待径級は、胸高直径とした。

カ　伐採に関する留意事項

(ｱ) 皆伐を行う森林

１箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね５ha以下（ただし、１箇所当たりの伐採面積の限度が５ha以下で指定されている保安林等にあっては、その制限の範囲内）を原則とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図ることとする。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

(ｲ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ、ミズメ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

１箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成することとする。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定することとする。

(ｳ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行うこととし、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行うこととする。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行うこととする。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地　　区	樹　　種				
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹
緑 川	４０年	４５年	３５年	４０年	３５年

(3) その他必要な事項

該当なし

2　造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア　人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然的条件を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ　人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として目標径級・地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定することとする。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽することとするとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の導入について取り組む。

単位：本

樹　種 区　分	ス　　ギ	ヒ　ノ　キ
育成単層林	1,500 ～ 3,000	1,500 ～ 3,000
育成複層林	1,000 ～ 2,000	1,000 ～ 2,000

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として２年以内に更新させることとする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア　天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ　天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行うこととする。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図ることとする。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹　種	留　意　事　項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ、ミズメ、シオジ	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

特になし

3　間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、うっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化及び価値成長の促進を図りつつ、所期の目標径級に誘導するとともに間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施することとする。

樹　種	主伐時の期待径級	間伐時期（年）			間　伐　の　方　法
		初　回	２回目	３回目	
ス　ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行うこととする。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア　人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行うこととする。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮することとする。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐２類を行う。
除伐２類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry 0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。	
枝打	無節の優良材を目的として行う。	無節の優良材並びに将来の伐採時における下木の損傷を軽減することを目的として選木枝打ちを行う。

保育実行標準表（育成単層林）

樹種	保育の種類	実施林齢													
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	15	17	～20
スギ	下　刈	△	○	○	○	○	△								
	つる切						←---	△	--→						
	除　伐									○			○		
ヒノキ	下　刈	△	○	○	○	○	△								
	つる切						←---	△	--→						
	除　伐									○			○		
	枝　打										△			△	
広葉樹	下　刈	○	○	○	○	△									
	つる切			←---	---	---	△	---	---	--→					
	除　伐												←---	○	---→
	台　切		←---	---	△	---	--→								

注１　○印は、通常予想される実行標準。
　２　△印は、現地の実態により必要に応じて実施する。
　３　←--→ 印は、実行期間の範囲を示す。
　４　台切は、イチイガシ(3～4年)、クヌギ(3～6年)等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育実行標準表（育成複層林）

樹種	保育の種類	実施林齢															
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14	15	17	18	20
スギ	下　刈	△	○	○	○	△											
	つる切						←--	△	--→								
	除　伐									○				△			
	枝　打										△				△		
ヒノキ	下　刈	△	○	○	○	△											
	つる切						←--	△	--→								
	除　伐									○				△			
	枝　打										△				△		
広葉樹	下　刈	○	○	○	○												
	つる切			←---	---	---	△	---	---	--→							
	除　伐								←---	---	---	---	○	---	---	---	---→

注１　○印は、通常予想される実行標準。
　２　△印は、必要に応じて実施する。
　３　←--→ 印は、実行期間の範囲を示す。

イ　天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第２類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30％以上を占め、かつ、３ｍの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

保育実行標準表（育成単層林）

作業種＼林齢		伐採前2年	伐採前1年	伐採	伐採後1年	2年	更新完了1	2	3	4	5	6	7	15～20
更新補助作業	ササ処理	△												
	地かき		△											
	刈出し					△								
	植込み						△							
下刈								△	○	○	○	○	△	
つる切									←-	- -	△	- -	-→	
除伐														△

注１　△印は、必要に応じて実施する。

２　下刈の○印は、植込み箇所を対象に実施する。

３　←----→ 印は、実行期間の範囲を示す。

保育実行標準表（育成複層林）

林　齢 作業種	(伐) １年	(伐) ２年	更新 完了	2	3	4	5	6	10	15
地 床 処 理	△									
刈　出　し		△								
植　込　み			△							
下　　刈				△	○	○	○	△		
除　　伐										△

注１　○印は、通常予想される実行標準（下刈は植込み箇所を対象)。
　２　△印は、必要に応じて実施する。
　３　(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項
該当なし

4　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表１のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　域</th><th>区域設定の考え方</th><th>施業方法の考え方</th></tr>
<tr><td colspan="2">水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>水源かん養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。</td><td>伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td></td><td rowspan="4">それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。
なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。</td></tr>
<tr><td></td><td>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td></td><td>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域</td><td>保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。</td></tr>
</table>

(2) その他必要な事項

該当なし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位：　延長：km

区　　分	路　線　数	延　　長
基　幹　路　網	18	163
うち林業専用道	－	－

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区　　分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（　0°　～　15°　）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（　15°　～　30°　）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（　30°　～　35°　）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急　峻　地（　35°　～　　）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注１：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

２：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6　森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林野事業は、それぞれの時代の国民の要請に応えて事業運営を行ってきたが、これからの国有林野事業においては、多様な森林の整備と国産材時代を実現するための林業生産及び加工・流通における条件整備の達成に積極的に対応し、流域の民有林と一体となって、国産材の低コスト安定供給体制の整備等を進めること等によって、国産材の需要拡大を図って行くことが極めて重要となっている。

このため、森林の流域管理システムの下で、民有林・国有林を通じた国産材の安定供給体制及び加工・流通体制の整備に留意しつつ木材の生産・販売を行っていく必要がある。

国有林野事業としてこれらを効果的に行うには、需要動向の的確な把握・分析に基づき安定供給に配慮した生産・販売の実施、需要動向に即した採材・仕分けの徹底を図るとともに安定供給システム販売により需要開発の促進に寄与できるよう努める等、企業的な感覚を持った販売活動を展開する必要がある。

さらに、民間流通機構の活用等により積極的に国産材市場の活性化を図るとともに、今後増大が予想される人工林一般材等の商品性の向上を図る観点から、民有林との提携の下に生産・販売を行うこととする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位　面積：ha

森林の所在		面　積	留意すべき事項	備　考
市 町 村	地区（林班）			
宇　土　市	300～302、304～308	315.00	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意するものとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行うものとする。	水源かん養保安林
宇　城　市	307～311、316、318	210.44		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
美　里　町	1069～1080、1082、1083	1,919.73		水源かん養保安林
御　船　町	1132～1134、1136～1141	398.81		水源かん養保安林
山　都　町	1004～1029、1031～1068 1135、1141、1142、1149、 1150、(清和公造5～8) (蘇陽公造2)	10,367.88		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
	総　計	13,211.86		

注１　（　）書は、公有林野等官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア　土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ　土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ　その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項
該当なし

2　保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵(かん)養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3　森林の保護等に関する事項

森林の保護管理は諸害の予防に重点をおき、林分の構成配置を十分配慮した保護樹帯の設置、歩道整備、山火事防止対策、森林病害虫防除対策等を適切に実施するとともに、適切な間伐等の実施、広葉樹林や針広混交林の造成等、より抵抗性の強い健全な森林の育成に努めることとする。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ被害等の発生している地域にあっては、鳥獣被害の未然防止に努めることとし、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第５　計画量等

１　間伐その他の伐採立木材積

単位　材積：千m^3

区　分	総　数			主　伐			間　伐		
	総　数	針葉樹	広葉樹	総　数	針葉樹	広葉樹	総　数	針葉樹	広葉樹
総　　数	715	636	78	201	179	22	513	457	56
前半5カ年分	342	304	37	86	77	9	255	227	28

注　総計と内訳の合計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

２　間伐面積

単位　面積：ha

区　分	間　伐　面　積
総　　数	5,327
前半5カ年分	2,648

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　　数	460	140
前半5カ年分	210	65

4　林道の開設又は拡張に関する計画

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種　類	区　分	位　置（市町村）	路 線 名	延長及び箇 所 数	利用区域面積	前半5カ年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	美 里 町	七郎次 １０８０林道	2.3 1	83	○	②	
				七郎次 １０７８林道	1.1 1	102		⑬	
			小　計		3.4 2	185			
			御 船 町	吉無田 １１３７林道	1.6 1	55	○	⑦	
			小　計		1.6 1	55			
			益 城 町	城山 １１４５林道	1.2 1	70	○	⑩	
			小　計		1.2 1	70			
			山 都 町	御所大矢 １０１１林道	1.5 1	67	○	①	
				扇迫 １１５０林道	3.7 1	170	○	③	
				大矢 １００７林道	2.2 1	90	○	④	
				ヲダラ １１３５林道	1.3 1	64	○	⑤	
				御所大矢 １００９林道	3.4 1	179	○	⑥	
				扇迫 １００４林道	3.0 1	139	○	⑧	
				黒峰林道	2.0 1	108	○	⑨	
				黒峰林道	1.4 1	105	○	⑪	
				扇迫 １１４９林道	1.6 1	59	○	⑫	
				大官山林道	3.0 1	108		⑭	
				菅林道 ３９支線	2.6 1	120		⑮	
				北内谷林道	1.4 1	109		⑯	
				西内谷林道	4.5 1	190		⑰	
				川口林道 １４支線	1.1 1	91		⑱	
			小　計		32.7 14	1,599			
開　設　計					38.9 18				

開設/拡張	種　類	区　分	位　置(市町村)	路 線 名	延長及び箇 所 数	利用区域面積	前半5カ年分	対図番号	備考
拡張	舗 装 改 良	林　道	美 里 町	柏川林道	2.0 2		○		
	舗 装			柏川林道 ７６支線	0.5 1		○		
			小　計		2.5 3				
	舗 装 改 良		御 船 町	吉無田林道 小谷側	2.0 2		○		
			小　計		2.0 2				
	舗 装		益 城 町	城山林道	0.5 1		○		
			小　計		0.5 1				
	舗 装		山 都 町	内大臣林道	10.0 1		○		
	舗 装			目丸内大臣 林道	1.2 1		○		
	舗 装			大矢林道 ８支線	1.0 1		○		
	舗 装			名連川林道	1.0 1		○		
	舗 装			川口林道 １４支線	0.5 1		○		
	舗 装			大矢林道	0.5 1		○		
	舗 装			御所林道	1.0 1		○		
	永久橋 改 良			御所林道 １０支線	0.1 3		○		
	舗 装			菅林道 ３１支線	1.0 1		○		
	舗 装			菅林道 ３９支線	0.5 1		○		
	舗 装 改 良			大官山林道	2.0 2		○		
	舗 装			吉無田林道 ヲダラ支線	0.5 1		○		
	舗 装			北内谷林道	1.0 1		○		
	舗 装			菅林道	1.0 1		○		
	舗 装			西内谷林道	1.0 1		○		
			小　計		22.3 18				
拡　張　計					27.3 24				

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面　　積		備　　考
		前半5カ年分	
総数（実面積）	13,167	13,044	
水源かん養のための保安林	13,148	12,992	
災害防備のための保安林	19	19	
保健、風致の保存等のための保安林	796	796	

注　　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定/解除	種　類	森林の所在		面　　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		前半5カ年分		
	該当なし						

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種　　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位　面積：ha

森林の所在		面　積		指定を必要とする理由	備　考
市町村	区域（林班）		前半5カ年分		
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数	前半5カ年分	主な工種	備　考
市 町 村	区　域（林班）				
宇　土　市	300～302、304～308	8	8	本数調整伐	
宇　城　市	307～311、316、318	7	7	本数調整伐	
美　里　町	1069～1080、1082、1083、	14	14	本数調整伐	
御　船　町	1132～1134、1036～1041	9	9	本数調整伐	
山　都　町	1004～1029、1042～1048、1053～1060、1149、1150	43	43	本数調整伐	
計		81	81		
宇　城　市	316	1	1	山腹工 渓間工	
美　里　町	1069、1072、1083	3	3	山腹工 渓間工	
御　船　町	1133	1	1	山腹工 渓間工	
山　都　町	1005、1008、1014、1016、1019、1022～1028、1031、1034、1035、1043、1045、1046、1049、1050、1052～1055、1057～11059、1068、1141、1142	30	30	山腹工 渓間工	
計		35	35		

第６　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法		備考
	市 町 村	区　域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総　　数		13,143.91	別記１参照		
	宇　土　市	300～302、304～308	310.61			
	宇　城　市	307～311	194.63			
	美　里　町	1069～1080、1082、1083	1,919.27			
	御　船　町	1132～1134、1136～1141	396.64			
	山　都　町	1004～1029、1031～1068、1135、1141、1142、1149、1150、(清和公造5～8、蘇陽公造2)	10,322.76			
土砂流出防備保安林	総　　数		18.25	〃		
	宇　城　市	316	13.90			
	山　都　町	(清和公造5)	4.35			
防　風　保　安　林	総　　数		2.69	〃		
	宇　城　市	318	2.69			
保　健　保　安　林	総　　数		764.47	〃		
	宇　土　市	300	23.77			
	山　都　町	1027、1028、1052、1053、1061～1063	740.70			

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法		備考
	市 町 村	区　域（林班）		伐採方法	その他	
国　定　公　園 特 別 保 護 地 区	総　　数		19.47	別記２参照		
	山　都　町	1052	19.47			
国　定　公　園 第１種特別地域	総　　数		721.57	〃		
	山　都　町	1027、1028、1052、1053、 1061～1063	721.57			
国　定　公　園 第２種特別地域	総　　数		654.54	〃		
	美　里　町	1077～1079	70.33			
	山　都　町	1025、1026、1046、1047、 1049～1051、1053～1056、 1058、1059	584.21			
国　定　公　園 第３種特別地域	総　　数		2,535.87	〃		
	美　里　町	1075～1077	50.78			
	山　都　町	1023～1028、1042、1043、 1046～1060、1063、 (清和公造5)	2,485.09			
県 立 自 然 公 園 第３種特別地域	総　　数		880.31	〃		
	宇　城　市	317、318	44.07			
	美　里　町	1078～1080	70.58			
	山　都　町	1041～1044、1065～1067	765.66			

注　（　）書は、公有林野等官行造林地

２　その他必要な事項
該当なし

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

１　水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区　分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総　数			13,475.33	
市町村別内訳	宇　土　市	300～302、304～308、312、314、315	424.37	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。
	宇　城　市	307～311、316～318	329.44	
	美　里　町	1069～1080、1082、1083	1,921.20	
	御　船　町	1132～1134、1136～1141	400.37	
	益　城　町	1144～1146	162.50	
	山　都　町	1004～1029、1031～1068、1135、1141、1142、1149、1150	10,237.45	

２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区　分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総　数			4,602.07	
市町村別内訳	宇　土　市	300～302、304、306、307、314、315	134.17	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	宇　城　市	316～318	88.54	
	美　里　町	1069～1080、1082、1083	614.95	
	御　船　町	1133、1137、1139、1140	11.62	
	山　都　町	1004～1008、1010、1011、1015～1029、1033～1068、1142、1149、1150	3,752.79	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区　　分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総　　数			20.24	
市町村別内訳	宇　土　市	301	17.55	複層林施業（択伐）、により、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	宇　城　市	318	2.69	
			－	
			－	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区　　分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総　　数			2,067.39	
市町村別内訳	宇　土　市	300、307	30.97	複層林施業（択伐）、により、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	宇　城　市	318	0.15	
	美　里　町	1069、1077～1079	71.05	
	御　船　町	1133、1137、1139、1140	11.62	
	山　都　町	1022～1028、1035～1038、1042～1055、1058～1066、1068、1142	1,953.60	

別記１　保安林の森林施業

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>森　　林　　施　　業</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採の方法</td><td>主伐に係るもの</td><td>1　水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。
2　土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。
3　落石防止保安林は、原則として禁伐とする。</td><td rowspan="7">詳細については箇所別の指定施業要件による</td></tr>
<tr><td>間伐に係るもの</td><td>1　主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。
2　禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採の限度</td><td>主伐に係るもの</td><td>1　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度を定める。
2　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の４以下、それ以外の箇所は10分の３以下とする。</td></tr>
<tr><td>間伐に係るもの</td><td>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">植栽</td><td>植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">方法に係るもの</td><td>おおむね、１ ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">期間に係るもの</td><td>伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">樹種に係るもの</td><td>指定施業要件で定める樹種を植栽する。</td></tr>
</table>

別記２　自然公園等の森林施業

区　　分		施　業　方　法　の　基　準
自然公園	特別保護地区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第　１　種 特 別 地 域	・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の10％以内
	第　２　種 特 別 地 域	・原則択伐 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は２ ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後５年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率　用材林　現在蓄積の30％以内 薪炭林　現在蓄積の60％以内
	第　３　種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。

（附）参　考　資　料

（附）　参考資料

1　森林計画区の概要

(1)　市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ha、　比率：％

区分		区域面積 ①	森林面積 総数 ②	国有林	民有林	森林比率 ②／①×100
総数		119,084	68,448	13,726	54,722	57
市町村別内訳	宇土市	7,420	2,852	424	2,428	38
	宇城市	18,858	5,973	329	5,644	32
	美里町	14,403	10,428	1,921	8,506	72
	御船町	9,900	5,558	400	5,158	56
	嘉島町	1,666	－	－	－	－
	益城町	6,567	1,977	163	1,815	30
	甲佐町	5,787	2,549	－	2,549	44
	山都町	54,483	39,111	10,488	28,623	72

資料　平成２５年度森林現況調査

注１　森林面積は、森林法第２条で定義された森林の面積である。

　　２　総数は、単位未満四捨五入の関係で内訳の計と一致しないことがある。

(2)　地　況

ア　気　候

観測地	気温（℃） 最高	最低	年平均	年間降水量（mm）	最高積雪量（cm）	主風の方向	備考（標高m）
三角町	36.1	-1.8	17.2	1,812			60
甲佐町	36.1	-4.7	16.3	2,297			35

資料　熊本県農業技術システム

注１　データは、各観測地点のアメダスによる。

　　２　最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。

イ　地勢

山岳・水系図

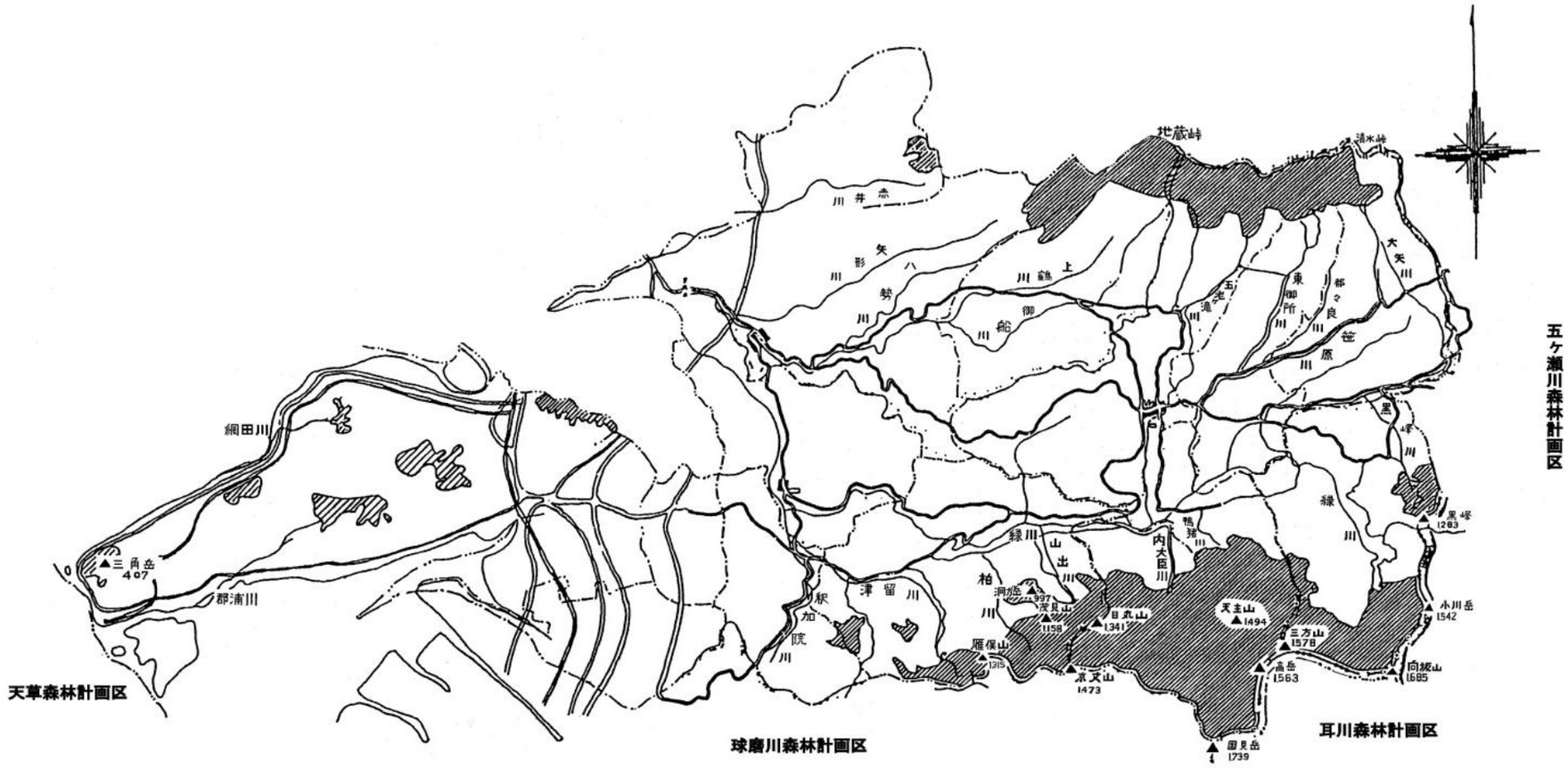
地蔵峠
清水峠
川井赤
矢形川
八勢川
上川龍
御船川
玉之瀬川
東御所川
都々良川
笹原川
大矢川
黒川
緑川
鴨猪川
内大臣川
山出川
柏川
洞加
茂見山
1158
日丸山
1341
天主山
1494
三方山
1578
高岳
1563
向坂山
1685
小川岳
1542
黒峰
1283
国見岳
1739
京丈山
1473
雁俣山
1319
釈加院川
津留川
細田川
郡浦川
三角岳
407
天草森林計画区
球磨川森林計画区
耳川森林計画区
五ヶ瀬川森林計画区

ウ　地質、土壌等

表　層　地　質　図

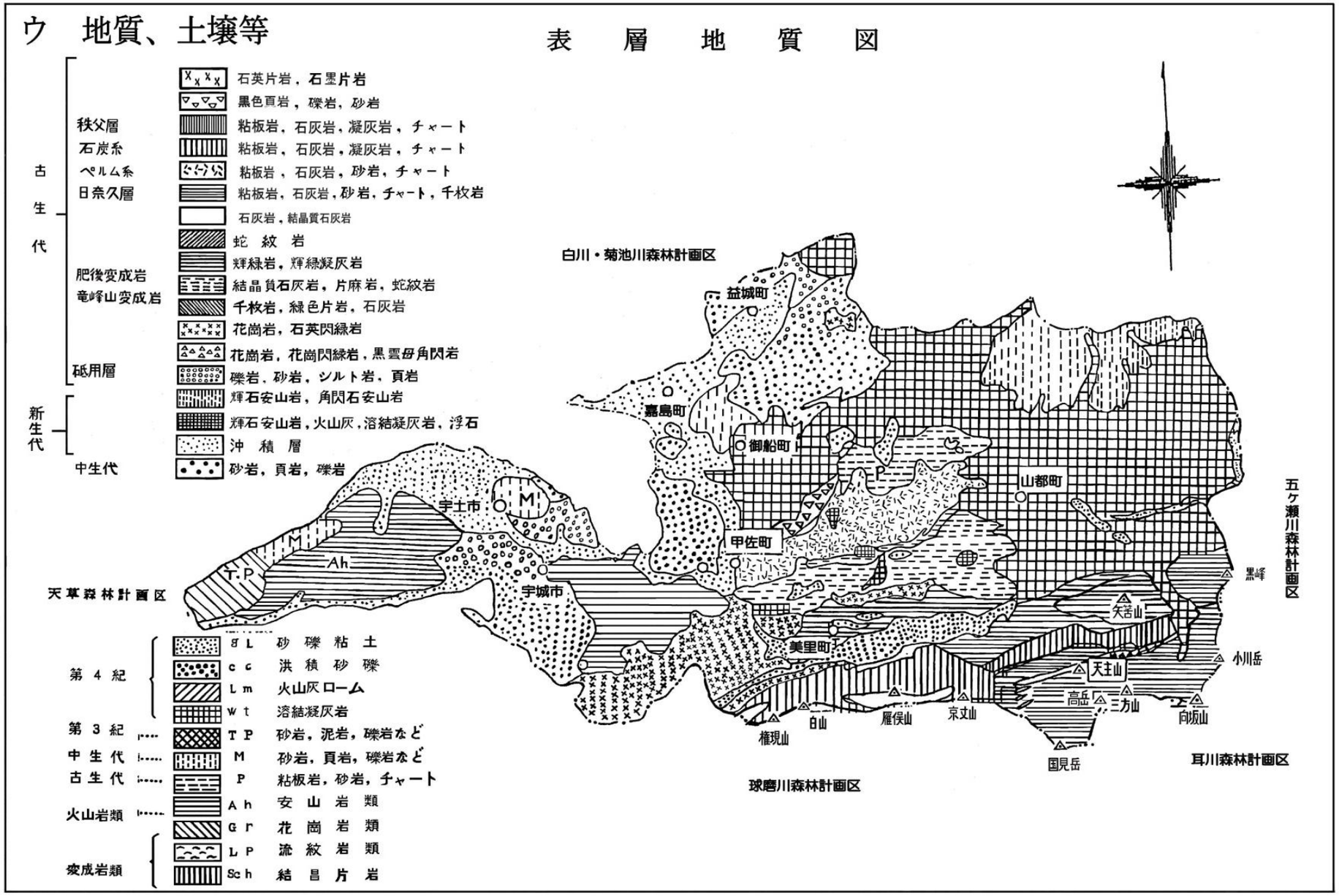

(3)　土地利用の現況

単位　面積：ha

区　分		総　数	森　林	農　地			そ　の　他	
				総　数	うち田	うち畑	総　数	うち宅地
総　数		119,084	68,448	20,568	12,252	8,316	30,068	4,703
市町村別内訳	宇　土　市	7,420	2,852	1,958	1,380	578	2,610	783
	宇　城　市	18,858	5,973	5,880	3,230	2,650	7,005	1,470
	美　里　町	14,403	10,428	1,306	861	445	2,669	280
	御　船　町	9,900	5,558	1,596	1,110	486	2,746	427
	嘉　島　町	1,666	－	827	759	68	839	242
	益　城　町	6,567	1,977	2,350	1,230	1,120	2,240	631
	甲　佐　町	5,787	2,549	1,261	822	439	1,977	300
	山　都　町	54,483	39,111	5,390	2,860	2,530	9,982	570

資料　熊本県地域振興課調べ(平成２３年度土地利用現況把握調査等)

注　　総数は、単位未満四捨五入の関係で内訳の計と一致しないことがある。

(4)　産業別生産額

単位　金額：百万円

区　分		総生産業	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			計	農業	林業	水産業		
総　数		605,895	24,646	22,440	1,415	790	188,303	389,663
市町村別内訳	宇土市	98,935	3,017	2,428	53	536	33,271	62,111
	宇城市	182,010	11,513	11,318	128	67	47,353	122,157
	美里町	24,435	911	721	190	－	7,275	16,117
	御船町	40,823	1,134	992	142	－	7,977	31,492
	嘉島町	73,479	674	644	－	30	40,959	31,448
	益城町	120,758	1,965	1,923	42	－	37,612	80,526
	甲佐町	26,683	1,409	1,188	65	156	6,004	19,126
	山都町	38,772	4,023	3,226	795	2	7,852	26,686

資料　熊本県統計協会調べ(平成２２年度市町村民所得推計報告書)
注　　総数及び計は、単位未満四捨五入の関係で内訳の計と一致しないことがある。

(5)　産業別就業者数

単位　人数：人

区　分		総　数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			計	農業	林業	水産業		
総　数		92,947	14,608	13,774	258	576	20,923	57,416
市町村別内訳	宇土市	17,165	1,816	1,347	15	454	4,045	11,304
	宇城市	28,660	4,860	4,725	26	109	6,266	17,534
	美里町	5,186	789	762	27	－	1,476	2,918
	御船町	8,424	916	887	29	－	2,049	5,459
	嘉島町	4,050	395	387	1	7	904	2,751
	益城町	14,935	1,304	1,297	7	－	3,449	10,182
	甲佐町	5,514	1,018	1,006	12	－	1,281	3,215
	山都町	9,016	3,510	3,363	141	6	1,453	4,053

資料　熊本県（平成２２年国勢調査）
注　　総数には、分類不能の産業の就業者を含むので、第１次産業、第２次産業、第３次産業の計と一致しない。

2 森林の現況

（1） 齢級別森林資源表

単位:面積:ha、 材積:立木は1,000㎥ 立竹は1,000束 生長量:1,000㎥

区分				総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				13,721.50	3,331	74	76.94			56.54			163.55	6	1	355.56	22	2
立木地	総数		総数	13,399.00	3,331	74	76.94			56.54			163.55	6	1	355.56	22	2
			針	7,253.29	2,029	63	71.81			43.85			67.48	3		101.44	8	1
			広	6,145.71	1,302	11	5.13			12.69			96.07	3		254.12	14	1
	人工林	総数	総数	7,672.47	2,132	68	75.89			56.28			132.89	5	1	207.55	14	2
			針	6,188.99	1,764	62	71.81			43.85			67.48	3		101.33	8	1
			広	1,483.48	368	6	4.08			12.43			65.41	2		106.22	6	
		育成単層林	総数	7,662.68	2,130	68	66.10			56.28			132.89	5	1	207.55	14	2
			針	6,179.20	1,762	62	62.02			43.85			67.48	3		101.33	8	1
			広	1,483.48	368	6	4.08			12.43			65.41	2		106.22	6	
		育成複層林	総数	(9.79) 9.79	2		9.79											
			針	9.79	2		9.79											
			広															
	天然林	総数	総数	5,726.53	1,199	6	1.05			0.26			30.66	1		148.01	8	1
			針	1,064.30	265	1										0.11		
			広	4,662.23	934	5	1.05			0.26			30.66	1		147.90	8	1
		育成単層林	総数															
			針															
			広															
		育成複層林	総数	565.13	116	2										1.11		
			針	156.17	33	1										0.11		
			広	408.96	82	1										1.00		
		天然生林	総数	5,161.40	1,083	4	1.05			0.26			30.66	1		146.90	8	1
			針	908.13	232													
			広	4,253.27	852	4	1.05			0.26			30.66	1		146.90	8	1
竹林				4.38														
無立木地				322.50														

（注） 1．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha、 材積:立木は1,000㎥ 立竹は1,000束 生長量:1,000㎥

区分				5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				498.51	49	4	668.94	118	9	812.09	217	13	766.58	218	9	1,584.98	455	14
立木地	総数		総数	498.51	49	4	668.94	118	9	812.09	217	13	766.58	218	9	1,584.98	455	14
			針	230.91	30	3	472.76	97	8	697.77	194	12	617.18	185	8	1,166.90	359	12
			広	267.60	18	1	196.18	21	1	114.32	22	1	149.40	33	1	418.08	96	2
	人工林	総数	総数	267.91	34	3	514.06	104	8	757.57	210	12	713.49	212	9	1,395.12	425	13
			針	226.87	30	3	471.03	97	8	692.43	193	12	616.18	185	8	1,133.89	353	12
			広	41.04	4		43.03	7		65.14	17	1	97.31	27	1	261.23	73	1
		育成 単層林	総数	267.91	34	3	514.06	104	8	757.57	210	12	713.49	212	9	1,395.12	425	13
			針	226.87	30	3	471.03	97	8	692.43	193	12	616.18	185	8	1,133.89	353	12
			広	41.04	4		43.03	7		65.14	17	1	97.31	27	1	261.23	73	1
		育成 複層林	総数															
			針															
			広															
	天然林	総数	総数	230.60	15	1	154.88	14	1	54.52	7		53.09	6		189.86	30	1
			針	4.04			1.73			5.34	2		1.00			33.01	6	
			広	226.56	15	1	153.15	13	1	49.18	5		52.09	6		156.85	24	
		育成 単層林	総数															
			針															
			広															
		育成 複層林	総数	21.35	2		11.08	1		13.84	4		4.62	1		91.30	18	
			針	4.04			1.54			5.34	2		1.00			32.09	6	
			広	17.31	1		9.54	1		8.50	2		3.62	1		59.21	12	
		天然生林	総数	209.25	14	1	143.80	13	1	40.68	3		48.47	5		98.56	12	
			針				0.19									0.92		
			広	209.25	14	1	143.61	13	1	40.68	3		48.47	5		97.64	12	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha、 材積:立木は1,000㎥ 立竹は1,000束 生長量:1,000㎥

区分				１０齢級			１１齢級			１２齢級			１３齢級			１４齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				1,512.62	422	10	1,183.94	375	6	752.36	227	3	566.63	150	2	137.77	33	
立木地	総数		総数	1,512.62	422	10	1,183.94	375	6	752.36	227	3	566.63	150	2	137.77	33	
			針	976.25	303	8	878.04	292	6	523.02	170	3	288.71	90	1	44.26	14	
			広	536.37	119	2	305.90	83	1	229.34	57	1	277.92	60		93.51	20	
	人工林	総数	総数	1,192.81	369	9	1,078.03	357	6	661.52	209	3	350.07	109	1	36.38	12	
			針	931.70	295	8	874.01	291	6	513.75	168	3	272.49	86	1	28.58	9	
			広	261.11	74	1	204.02	66	1	147.77	41		77.58	23		7.80	2	
		育成 単層林	総数	1,192.81	368	9	1,078.03	357	6	661.52	209	3	350.07	109	1	36.38	12	
			針	931.70	293	8	874.01	291	6	513.75	168	3	272.49	86	1	28.58	9	
			広	261.11	74	1	204.02	66	1	147.77	41		77.58	23		7.80	2	
		育成 複層林	総数	(8.72)	2					(1.07)								
			針		2													
			広															
	天然林	総数	総数	319.81	53	1	105.91	18		90.84	18		216.56	41		101.39	22	
			針	44.55	8		4.03	1		9.27	2		16.22	4		15.68	4	
			広	275.26	44	1	101.88	17		81.57	16		200.34	37		85.71	17	
		育成 単層林	総数															
			針															
			広															
		育成 複層林	総数	140.30	25		2.41			21.78	5		46.97	11		29.06	8	
			針	40.76	8		0.58			6.74	2		11.60	3		9.71	3	
			広	99.54	18		1.83			15.04	3		35.37	8		19.35	5	
		天然生林	総数	179.51	28		103.50	18		69.06	13		169.59	29		72.33	13	
			針	3.79	1		3.45	1		2.53			4.62	1		5.97	1	
			広	175.72	27		100.05	17		66.53	12		164.97	28		66.36	12	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha、 材積:立木は1,000㎥ 立竹は1,000束 生長量:1,000㎥

区分				１５齢級			１６齢級			１７齢級			１８齢級			１９齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				201.44	46		168.53	40		235.29	53		208.68	45		56.14	11	
立木地	総数		総数	201.44	46		168.53	40		235.29	53		208.68	45		56.14	11	
			針	37.69	11		44.50	13		69.40	17		45.04	11		7.82	2	
			広	163.75	35		124.03	28		165.89	36		163.64	34		48.32	10	
	人工林	総数	総数	27.26	9		51.98	17		88.25	23		28.65	8		6.45	2	
			針	18.02	6		33.51	10		45.92	12		14.80	4		3.22	1	
			広	9.24	3		18.47	6		42.33	11		13.85	4		3.23	1	
		育成単層林	総数	27.26	9		51.98	17		88.25	23		28.65	8		6.45	2	
			針	18.02	6		33.51	10		45.92	12		14.80	4		3.22	1	
			広	9.24	3		18.47	6		42.33	11		13.85	4		3.23	1	
		育成複層林	総数															
			針															
			広															
	天然林	総数	総数	174.18	37		116.55	24		147.04	30		180.03	37		49.69	10	
			針	19.67	5		10.99	2		23.48	5		30.24	7		4.60	1	
			広	154.51	32		105.56	22		123.56	25		149.79	30		45.09	9	
		育成単層林	総数															
			針															
			広															
		育成複層林	総数	38.82	10		18.42	5		33.56	8		55.53	11		7.53	2	
			針	10.50	3		2.89	1		9.90	2		11.35	2		3.84	1	
			広	28.32	7		15.53	4		23.66	6		44.18	9		3.69	1	
		天然林	総数	135.36	27		98.13	19		113.48	22		124.50	26		42.16	8	
			針	9.17	2		8.10	2		13.58	3		18.89	4		0.76		
			広	126.19	25		90.03	18		99.90	19		105.61	22		41.40	8	
竹林																		
無立木地																		

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha、 材積:立木は1,000㎥ 立竹は1,000束 生長量:1,000㎥

区分				２０齢級			２１齢級以上		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				224.33	30		3,167.58	813	
立木地	総数		総数	224.33	30		3,167.58	813	
			針	37.57	6		830.89	224	
			広	186.76	24		2,336.69	589	
	人工林	総数	総数	0.06			30.25	13	
			針	0.05			28.07	12	
			広	0.01			2.18	1	
		育成単層林	総数	0.06			30.25	13	
			針	0.05			28.07	12	
			広	0.01			2.18	1	
		育成複層林	総数						
			針						
			広						
	天然林	総数	総数	224.27	30		3,137.33	800	
			針	37.52	6		802.82	212	
			広	186.75	24		2,334.51	589	
		育成単層林	総数						
			針						
			広						
		育成複層林	総数	13.00	2		14.45	3	
			針	1.30			2.88	1	
			広	11.70	2		11.57	3	
		天然生林	総数	211.27	28		3,122.88	797	
			針	36.22	6		799.94	211	
			広	175.05	22		2,322.94	586	
竹林									
無立木地									

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（　）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

（２）法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

区分			立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	5,905.92	9.79	5,915.71		155.35	906.15	1,061.50		6,977.21						
		広	1,462.12		1,462.12		405.23	4,143.52	4,548.75		6,010.87						
		計	7,368.04	9.79	7,377.83		560.58	5,049.67	5,610.25	4.38	12,988.08	0.63			254.40	255.03	13,243.11
	材積	針	1,664,806	2,094	1,666,900		33,232	231,309	264,541		1,931,441						1,931,441
		広	362,489		362,489		81,226	835,541	916,767		1,279,256						1,279,256
		計	2,027,295	2,094	2,029,389		114,458	1,066,850	1,181,308		3,210,697						3,210,697
	成長量	針	59,257.8	45.7	59,303.5		684.7	131.3	816.0		60,119.5						60,119.5
		広	6,247.1		6,247.1		905.5	3,805.0	4,710.5		10,957.6						10,957.6
		計	65,504.9	45.7	65,550.6		1,590.2	3,936.3	5,526.5		71,077.1						71,077.1
普通林	面積	針	273.28		273.28		0.82	1.98	2.80		276.08						
		広	21.36		21.36		3.73	109.75	113.48		134.84						
		計	294.64		294.64		4.55	111.73	116.28		410.92				67.47	67.47	478.39
	材積	針	97,359		97,359		204	378	582		97,941						97,941
		広	5,267		5,267		927	16,271	17,198		22,465						22,465
		計	102,626		102,626		1,131	16,649	17,780		120,406						120,406
	成長量	針	2,463.7		2,463.7		4.5	5.0	9.5		2,473.2						2,473.2
		広	87.2		87.2		15.2	152.6	167.8		255.0						255.0
		計	2,550.9		2,550.9		19.7	157.6	177.3		2,728.2						2,728.2
計	面積	針	6,179.20	9.79	6,188.99		156.17	908.13	1,064.30		7,253.29						
		広	1,483.48		1,483.48		408.96	4,253.27	4,662.23		6,145.71						
		計	7,662.68	9.79	7,672.47		565.13	5,161.40	5,726.53	4.38	13,399.00	0.63			321.87	322.50	13,721.50
	材積	針	1,762,165	2,094	1,764,259		33,436	231,687	265,123		2,029,382						2,029,382
		広	367,756		367,756		82,153	851,812	933,965		1,301,721						1,301,721
		計	2,129,921	2,094	2,132,015		115,589	1,083,499	1,199,088		3,331,103						3,331,103
	成長量	針	61,721.5	45.7	61,767.2		689.2	136.3	825.5		62,592.7						62,592.7
		広	6,334.3		6,334.3		920.7	3,957.6	4,878.3		11,212.6						11,212.6
		計	68,055.8	45.7	68,101.5		1,609.9	4,093.9	5,703.8		73,805.3						73,805.3

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

（３）　市町村別森林資源表

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改　植 予定地	林地以外の 土　　地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
宇土市	面積	針	194.59		194.59		3.21	0.68	3.89		198.48						
		広	30.73		30.73		16.60	170.35	186.95		217.68						
		計	225.32		225.32		19.81	171.03	190.84	0.89	416.16				7.32	7.32	423.48
	材積	針	48,990		48,990		630	137	767		49,757						49,757
		広	6,171		6,171		2,853	23,541	26,394		32,565						32,565
		計	55,161		55,161		3,483	23,678	27,161		82,322						82,322
	成長量	針	1,799.4		1,799.4		29.0	2.6	31.6		1,831.0						1,831.0
		広	134.9		134.9		61.7	250.9	312.6		447.5						447.5
		計	1,934.3		1,934.3		90.7	253.5	344.2		2,278.5						2,278.5
宇城市	面積	針	143.83		143.83		7.18	0.53	7.71		151.54						
		広	47.17		47.17		17.00	87.26	104.26		151.43						
		計	191.00		191.00		24.18	87.79	111.97	3.49	302.97	0.63			22.35	22.98	325.95
	材積	針	38,742		38,742		1,508	75	1,583		40,325						40,325
		広	7,593		7,593		3,226	13,088	16,314		23,907						23,907
		計	46,335		46,335		4,734	13,163	17,897		64,232						64,232
	成長量	針	979.8		979.8		27.7	1.2	28.9		1,008.7						1,008.7
		広	151.7		151.7		41.8	114.1	155.9		307.6						307.6
		計	1,131.5		1,131.5		69.5	115.3	184.8		1,316.3						1,316.3
美里町	面積	針	917.46		917.46		20.56	80.55	101.11		1,018.57						
		広	236.02		236.02		48.88	587.98	636.86		872.88						
		計	1,153.48		1,153.48		69.44	668.53	737.97		1,891.45				29.75	29.75	1,921.20
	材積	針	266,575		266,575		4,758	17,550	22,308		288,883						288,883
		広	67,119		67,119		11,038	111,070	122,108		189,227						189,227
		計	333,694		333,694		15,796	128,620	144,416		478,110						478,110
	成長量	針	9,556.0		9,556.0		67.4	22.5	89.9		9,645.9						9,645.9
		広	1,085.0		1,085.0		95.1	586.2	681.3		1,766.3						1,766.3
		計	10,641.0		10,641.0		162.5	608.7	771.2		11,412.2						11,412.2
御船町	面積	針	344.60	9.79	354.39		0.39		0.39		354.78						
		広	29.10		29.10		3.42	8.53	11.95		41.05						
		計	373.70	9.79	383.49		3.81	8.53	12.34		395.83				4.54	4.54	400.37
	材積	針	110,108	2,094	112,202		50		50		112,252						112,252
		広	1,817		1,817		449	883	1,332		3,149						3,149
		計	111,925	2,094	114,019		499	883	1,382		115,401						115,401
	成長量	針	3,589.6	45.7	3,635.3		1.0		1.0		3,636.3						3,636.3
		広	121.0		121.0		6.0	30.0	36.0		157.0						157.0
		計	3,710.6	45.7	3,756.3		7.0	30.0	37.0		3,793.3						3,793.3

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　複層林は下層木のみを対象とする。

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
益城町	面積	針	137.20		137.20			1.56	1.56		138.76						
		広	2.97		2.97			18.57	18.57		21.54						
		計	140.17		140.17			20.13	20.13		160.30				2.20	2.20	162.50
	材積	針	48,067		48,067			277	277		48,344						48,344
		広	897		897			2,960	2,960		3,857						3,857
		計	48,964		48,964			3,237	3,237		52,201						52,201
	成長量	針	1,505.7		1,505.7			2.5	2.5		1,508.2						1,508.2
		広	16.0		16.0			37.2	37.2		53.2						53.2
		計	1,521.7		1,521.7			39.7	39.7		1,561.4						1,561.4
山都町	面積	針	4,441.52		4,441.52		124.83	824.81	949.64		5,391.16						
		広	1,137.49		1,137.49		323.06	3,380.58	3,703.64		4,841.13						
		計	5,579.01		5,579.01		447.89	4,205.39	4,653.28		10,232.29				255.71	255.71	10,488.00
	材積	針	1,249,683		1,249,683		26,490	213,648	240,138		1,489,821						1,489,821
		広	284,159		284,159		64,587	700,270	764,857		1,049,016						1,049,016
		計	1,533,842		1,533,842		91,077	913,918	1,004,995		2,538,837						2,538,837
	成長量	針	44,291.0		44,291.0		564.1	107.5	671.6		44,962.6						44,962.6
		広	4,825.7		4,825.7		716.1	2,939.2	3,655.3		8,481.0						8,481.0
		計	49,116.7		49,116.7		1,280.2	3,046.7	4,326.9		53,443.6						53,443.6
	面積	針															
		広															
		計															
	材積	針															
		広															
		計															
	成長量	針															
		広															
		計															
森林計画計	面積	針	6,179.20	9.79	6,188.99		156.17	908.13	1,064.30		7,253.29						
		広	1,483.48		1,483.48		408.96	4,253.27	4,662.23		6,145.71						
		計	7,662.68	9.79	7,672.47		565.13	5,161.40	5,726.53	4.38	13,399.00	0.63			321.87	322.50	13,721.50
	材積	針	1,762,165	2,094	1,764,259		33,436	231,687	265,123		2,029,382						2,029,382
		広	367,756		367,756		82,153	851,812	933,965		1,301,721						1,301,721
		計	2,129,921	2,094	2,132,015		115,589	1,083,499	1,199,088		3,331,103						3,331,103
	成長量	針	61,721.5	45.7	61,767.2		689.2	136.3	825.5		62,592.7						62,592.7
		広	6,334.3		6,334.3		920.7	3,957.6	4,878.3		11,212.6						11,212.6
		計	68,055.8	45.7	68,101.5		1,609.9	4,093.9	5,703.8		73,805.3						73,805.3

注１　人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注２　複層林は下層木のみを対象とする。

（４）　制限林の種類別面積

単位　面積：ｈａ

区分		市町村											
		宇土市		宇城市		美里町		御船町		山都町		合計	
保安林	水源かん養保安林		310.61		194.63		1,919.27		396.64		10,322.76		13,143.91
	土砂流出防備保安林				13.90						4.35		18.25
	土砂崩壊防備保安林												
	飛砂防備保安林												
	防風保安林				2.69								2.69
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林												
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林	(23.77)								(740.70)		(764.47)	
	風致保安林												
	計	(23.77)	310.61		211.22		1,919.27		396.64	(740.70)	10,327.11	(764.47)	13,164.85
保安施設地区													
砂防指定地													
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
国定公園	特別保護地区									(19.47)		(19.47)	
	第一種特別地域									(721.23)	0.34	(721.23)	0.34
	第二種特別地域					(70.30)	0.03			(580.41)	3.80	(650.71)	3.83
	第三種特別地域					(50.78)				(2,464.72)	20.37	(2,515.50)	20.37
	地種区分未定地域												
	計					(121.08)	0.03			(3,785.83)	24.51	(3,906.91)	24.54
都道府県立自然公園	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域				44.07	(69.25)	1.33			(752.96)	12.70	(822.21)	58.10
	地種区分未定地域												
	計				44.07	(69.25)	1.33			(752.96)	12.70	(822.21)	58.10
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物													
種の保存法による管理地区													
その他													
合計		(23.77)	310.61		255.29	(190.33)	1,920.63		396.64	(5,279.49)	10,364.32	(5,493.59)	13,247.49

注：上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は、（　）外書きとした。

（５）樹種別材積表

樹種＼林種		人工林	天然林	計
針葉樹	スギ	１，１３２，０２３	２６，１３８	１，１５８，１６１
	ヒノキ	６２４，７５９	１１，０２２	６３５，７８１
	アカマツ	３，５１８	１２，３３３	１５，８５１
	クロマツ	１	３８０	３８１
	モミ	１７	６２，３５１	６２，３６８
	ツガ類	５２７	１５２，７５７	１５３，２８４
	その他針葉樹	３，４１４	１４２	３，５５６
	小計	１，７６４，２５９	２６５，１２３	２，０２９，３８２
広葉樹	ブナ	１０７	６７，３５５	６７，４６２
	クリ	５１６	２０，２４８	２０，７６４
	カシ類	１５７	１４，５６５	１４，７２２
	クヌギ	１，３４１	１２２	１，４６３
	ナラ類	１，０９７	２１，０２８	２２，１２５
	カンバ類	１４５	１５，９７９	１６，１２４
	カエデ類	４６１	１８，０００	１８，４６１
	タモ類	９０	２６５	３５５
	その他広葉樹	３６３，８４２	７７６，３９８	１，１４０，２４０
	小計	３６７，７５６	９３３，９６０	１，３０１，７１６
計		２，１３２，０１２	１、１９９，０８３	３，３３１，０９５

資料　平成２５年３月３１日現在
注　　計と内訳は、単位未満四捨五入の関係で一致しないことがある。

(6)　荒廃地等の面積

単位　面積：ha

区　　分		荒 廃 地	荒廃危険地
総　　数		45.87	61.03
市町村別内訳	宇　土　市	0.12	0.63
	宇　城　市	0.82	0.50
	美　里　町	3.75	8.21
	山　都　町	41.18	51.69

資料　熊本森林管理署（平成２５年３月３１日現在）

(7)　森林の被害

単位　面積：ha

被害の種類		火　災			風　害			獣害（野兎、鹿）		
年　　度		２２	２３	２４	２２	２３	２４	２２	２３	２４
総　　数		0.18	－	－	－	－	0.14	2.00	3.00	－
市町村別内訳	美　里　町	－	－	－	－	－	0.14	1.50	－	－
	山　都　町	0.18	－	－	－	－	－	0.50	3.00	－

資料　熊本森林管理署（平成２５年３月３１日現在）

(8)　防火線等の整備状況

該 当 な し

3　林業の動向

(1)　森林組合及び生産森林組合の現状

ア　構成

単位　員数:人、金額:千円、面積:ha

区分	市町村別	組合名	組合員	常勤役職員数	出資金総数	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
森林組合	総数	(1)	6,345	1	216,461	32,712	
	宇土市、宇城市美里町、御船町嘉島町、益城町甲佐町、山都町(旧蘇陽町を除く)	緑川	6,345	1	216,461	32,712	
生産森林組合	総数	(2)	241			117	
	山都町	御船	143			59	
		下名運石	98			58	

資料　熊本県団体支援課調べ(平成２４事業年度　熊本県森林組合の統計)

イ　事業内容及び活動状況

区分	市町村別	組合名	事業総取扱高 千円	素材取引量 販売 m3	素材取引量 林産 m3	素材取引量 計 m3	加工(小径木・チップ含む) m3	造林 新植 ha	造林 保育 ha	購買売上高 千円	融資期末付残高 千円
森林組合	総数	(1組合)	345739	224	17340	17564	0	51	462	67136	185
	宇土市、宇城市美里町、御船町嘉島町、益城町甲佐町、山都町(旧蘇陽町を除く)	緑川	345739	224	17340	17564	0	51	462	67136	185

区分	市町村別	組合名	立木販売量 m3	木材販売量 一般用材 m3	木材販売量 パルプその他 m3	木材販売量 計 m3	立木の伐採 主伐 ha	立木の伐採 間伐 ha	立木の伐採 計 ha	森林造成 新植 ha	森林造成 保育 ha
生産森林組合	総数	(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山都町	御船	0	0	0	0	0	0	0	0	
		下名運石	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2)　林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		造林業	素材生産業	木材卸売業（うち素材市売市場）	木材・木製品製造業		その他
					製造業	その他	
総数		－	26	32(2)	23	1	－
市町村別内訳	宇土市	－	0	3	1	－	－
	宇城市	－	1	9	4	－	－
	美里町	－	0	5	5	1	－
	御船町	－	2	1	1	－	－
	嘉島町	－	0	4(1)	2	－	－
	益城町	－	1	2	2	－	－
	甲佐町	－	0	2	2	－	－
	山都町	－	22	6(1)	6	－	－

資料　熊本県林業振興課調べ
注　　一の事業体が２以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに計上。

(3)　林業労働力の概況

単位：人

区分		年齢区分別							
		15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80上
総数		1	30	18	47	76	62	19	4
市町村別内訳	宇土市	－	2	－	6	1	4	2	－
	宇城市	－	8	3	5	7	3	－	－
	美里町	－	4	2	4	9	6	2	－
	御船町	－	2	4	3	7	9	3	1
	嘉島町	－	－	－	－	－	－	－	1
	益城町	－	1	－	2	2	2	－	－
	甲佐町	－	－	－	3	4	4	1	－
	山都町	1	14	9	24	46	34	11	2

資料　熊本県林業統計要覧（平成２２年度版）

(4)　林業機械化の概況

機　械　名	所有台数	機　械　名	所有台数
集材機（10ps未満）	27	グラップルソー	1
集材機（10ps以上）	16	（高性能林業機械）	
索道	12	プロセッサ	9
自走式搬機	9	タワーヤーダ	0
小型運材車	51	ハーベスタ	1
フォークリフト	5	スキッダ	0
トラッククレーン等	16	フォワーダ	5
チェンソー	373	スイングヤーダ	3
刈払機	900	その他	0
動力枝打機	3		

資料　熊本県林業研究指導所（平成２２年度林業機械・器具現況調査）

(5)　作業路網等の整備の概況

単位　延長：m

区　分		路 線 数	延　長	備　　考
総　数		32	52,800	
市町村別内訳	宇　土　市	8	15,100	
	宇　城　市	3	4,200	
	美　里　町	－	－	
	御　船　町	2	2,200	
	益　城　町	－	－	
	山　都　町	19	31,300	

資料　熊本森林管理署（平成２５年３月３１日現在）

4　前期計画の実行状況

(1)　間伐その他の伐採立木材積

単位　材積：千㎥、実行歩合：％

区　分	伐採立木材積								
	計　画			実　行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総　数	67	211	278	14	111	125	21	53	45
針葉樹	59	187	246	14	111	125	24	59	51
広葉樹	7	23	30	0	0	0	0	0	0

注　単位未満四捨五入により総数は必ずしも一致しないことがある。

(2)　間伐面積

単位　面積：ha、実行歩合：％

計　画	実　行	実行歩合
2,198	1,378	63

(3)　人工造林及び天然更新別面積

単位　面積：ha、実行歩合：％

総　数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
235	55	23	175	55	31	60	0	0

(4)　林道の開設及び拡張の数量

単位　延長：km、拡張：箇所数、実行歩合：％

区　分		開設延長			拡張箇所数		
		計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網		30.4	24.3	80	5	4	80
	うち林業専用道	－	-	－	－	－	－

(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア　保安林の種類別面積

単位　面積：ha、実行歩合：％

種　類	指　定			解　除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	－	－	－	－	－	－
土砂流出防備保安林	－	－	－	－	－	－

イ　保安施設地区の面積

単位　面積：ha、実行歩合：％

面　積		
計　画	実　行	実行歩合
－	－	－

ウ　治山事業の数量

単位　実行歩合：％

種　類	治山事業施行地区数		
	計　画	実　行	実行歩合
保安林の整備	1,263	1,000	79
保全施設	119	69	58

5　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1)　森林より森林以外への異動

単位　面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合　計
－	－	－	－	40.45	40.45

(2)　森林以外より森林への異動

単位　面積：ha

原　野	農用地	その他	合　計
－	－	5.59	5.59

6　森林資源の推移

(1)　分期別伐採立木材積等

単位　面積：ha、材積：千 m^3、延長：km

区分			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総数	334	378	358	318	307	279	242	198
		針葉樹	214	242	248	253	243	219	188	149
		広葉樹	121	136	109	65	64	59	54	49
	主伐	総数	65	80	67	72	72	69	62	55
		針葉樹	42	51	48	53	54	53	50	45
		広葉樹	24	29	19	19	18	15	12	9
	間伐	総数	269	298	290	246	235	210	180	144
		針葉樹	172	191	200	200	189	166	138	104
		広葉樹	97	107	90	46	46	44	42	40
造林面積	総数		93	111	291	236	255	219	181	139
	人工造林		91	109	241	257	245	224	193	149
	天然更新		2	2	5	5	5	5	4	4
林道開設延長			19	20	24	24	25	24	24	24

注　総数と内訳の合計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

（2）分期別期首資源表

（単位、面積：ha、材積：千m3）

区分			面積 総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上	材積
第Ⅰ分期	総数		13,726	77	57	164	356	1,167	1,579	3,098	1,936	704	370	444	280	3,168	3,331
	人工林	総数	7,672	76	56	133	208	782	1,471	2,588	1,740	386	79	117	7	30	2,132
		育成単層林	7,663	66	56	133	208	782	1,471	2,588	1,740	386	79	117	7	30	2,130
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	2
			10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	5,727	1	0	31	148	385	108	510	197	318	291	327	274	3,137	1,199
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	565	0	0	0	1	32	18	232	24	76	57	89	21	14	116
		天然生林	5,161	1	0	31	147	353	89	278	173	242	233	238	253	3,123	1,083
	無立木地		323														
	竹林		4														
第Ⅱ分期	総数		13,726	94	77	57	164	848	1,476	2,303	2,602	1,263	335	402	265	3,392	3,607
	人工林	総数	7,580	92	76	56	133	475	1,271	2,066	2,186	959	61	139	35	30	2,310
		育成単層林	7,566	89	66	56	133	475	1,271	2,066	2,186	959	61	139	35	30	2,306
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	4
			14	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	5,697	2	1	0	31	372	205	237	416	304	274	264	230	3,362	1,297
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	558	0	0	0	0	22	24	94	139	68	68	52	63	27	233
		天然生林	5,139	2	1	0	31	350	181	143	277	236	207	212	167	3,334	1,063
	無立木地		445														
	竹林		4														
第Ⅲ分期	総数		13,726	161	94	77	57	518	1,151	1,537	2,912	1,779	652	355	440	3,448	3,739
	人工林	総数	7,541	158	92	76	56	340	777	1,436	2,429	1,594	354	75	117	37	2,430
		育成単層林	7,509	140	89	66	56	340	777	1,436	2,429	1,594	354	75	117	37	2,425
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	4
			31	18	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	天然林	総数	5,639	3	2	1	0	177	375	101	484	184	298	280	323	3,411	1,308
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	542	0	0	0	0	1	32	17	220	23	71	55	88	35	237
		天然生林	5,097	3	2	1	0	176	343	84	264	161	227	225	235	3,376	1,072
	無立木地		542														
	竹林		4														
第Ⅳ分期	総数		13,726	246	161	94	77	219	840	1,429	2,176	2,425	1,176	319	393	3,657	3,854
	人工林	総数	7,592	241	158	92	76	189	475	1,234	1,950	2,029	888	57	137	65	2,528
		育成単層林	7,556	236	140	89	66	189	475	1,234	1,950	2,029	888	57	137	65	2,523
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	4
			36	5	18	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	天然林	総数	5,618	5	3	2	1	30	365	194	226	396	288	262	256	3,591	1,326
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	537	0	0	0	0	0	22	23	90	133	64	64	50	91	243
		天然生林	5,082	5	3	2	1	30	343	171	136	263	223	197	205	3,501	1,083
	無立木地		511														
	竹林		4														
第Ⅴ分期	総数		13,726	262	246	161	94	133	509	1,111	1,451	2,747	1,670	627	354	3,887	3,942
	人工林	総数	7,651	257	241	158	92	132	339	756	1,354	2,276	1,489	329	74	153	2,603
		育成単層林	7,610	252	236	140	89	122	339	756	1,354	2,276	1,489	329	74	153	2,595
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	4
			40	4	5	18	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	天然林	総数	5,601	5	5	3	2	1	170	355	97	470	181	298	280	3,734	1,339
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	533	0	0	0	0	0	1	30	17	214	22	71	55	123	249
		天然生林	5,068	5	5	3	2	1	169	325	80	257	158	227	225	3,611	1,091
	無立木地		470														
	竹林		4														
第Ⅵ分期	総数		13,726	251	262	246	161	171	218	805	1,351	2,053	2,283	1,120	318	4,049	4,016
	人工林	総数	7,702	245	257	241	158	168	189	460	1,166	1,833	1,896	832	56	202	2,666
		育成単層林	7,658	242	252	236	140	155	189	460	1,166	1,833	1,896	832	56	202	2,656
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	5
			44	4	4	5	18	14	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	天然林	総数	5,585	5	5	5	3	3	29	345	186	220	388	288	262	3,847	1,350
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	529	0	0	0	0	0	0	20	22	87	130	64	64	141	253
		天然生林	5,056	5	5	5	3	3	29	325	164	133	258	223	197	3,706	1,097
	無立木地		434														
	竹林		4														
第Ⅶ分期	総数		13,726	229	251	262	246	255	133	486	1,052	1,375	2,592	1,581	620	4,240	4,081
	人工林	総数	7,746	224	245	257	241	250	132	326	713	1,281	2,129	1,400	322	226	2,723
		育成単層林	7,700	221	242	252	236	229	122	326	713	1,281	2,129	1,400	322	226	2,711
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	5
			47	3	4	4	5	22	10	0	0	0	0	0	0	0	7
	天然林	総数	5,575	5	5	5	5	5	1	161	339	94	462	181	298	4,014	1,358
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	528	0	0	0	0	0	0	1	29	16	210	22	71	178	256
		天然生林	5,048	5	5	5	5	5	1	160	310	78	252	158	227	3,836	1,102
	無立木地		400														
	竹林		4														
第Ⅷ分期	総数		13,726	197	229	251	262	407	171	208	759	1,285	1,937	2,173	1,102	4,366	4,147
	人工林	総数	7,779	193	224	245	257	399	168	181	430	1,105	1,720	1,785	815	258	2,781
		育成単層林	7,732	192	221	242	252	376	155	181	430	1,105	1,720	1,785	815	258	2,766
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	5
			48	1	3	4	4	22	14	0	0	0	0	0	0	0	10
	天然林	総数	5,568	4	5	5	5	8	2	27	330	180	217	388	288	4,109	1,366
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	527	0	0	0	0	0	0	0	19	21	86	130	64	205	260
		天然生林	5,041	4	5	5	5	8	2	27	310	158	131	258	223	3,903	1,107
	無立木地		374														
	竹林		4														
第Ⅸ分期	総数		13,726	153	197	229	251	508	254	130	453	1,003	1,301	2,469	1,550	4,857	4,212
	人工林	総数	7,793	149	193	224	245	498	250	129	300	675	1,209	2,007	1,370	545	2,840
		育成単層林	7,744	149	192	221	242	489	228	119	300	675	1,209	2,007	1,370	545	2,823
		育成復層林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	5
			48	1	1	3	4	9	22	10	0	0	0	0	0	0	12
	天然林	総数	5,563	3	4	5	5	10	5	1	154	328	92	462	181	4,312	1,373
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育成復層林	526	0	0	0	0	0	0	0	1	28	16	210	22	249	263
		天然生林	5,036	3	4	5	5	10	5	1	153	301	77	252	158	4,062	1,110
	無立木地		366														
	竹林		4														